

TOHOKU
UNIVERSITY

学生支援ニュース

No.8

東 北 大 学
(学生生活支援審議会学生生活専門委員会)

学生の皆さんへ

—違法薬物に関する再度の注意喚起—

昨年12月に発生した違法薬物に関する本学留学生逮捕の事案に関連し、新聞等で報じられているように1月に入り、留学生6名が当該留学生から違法薬物を譲り受け、「麻薬及び向精神薬取締法違反(譲受)」により逮捕されました。

本学では先の事案を受け、2017.12. 7 付け「学生支援ニュース No.6」で薬物に関する注意喚起を行っているところですが、改めてここに注意喚起を行います。

違法薬物を勧める際の常套文句である「疲れが取れる」や「頭がスッキリする」、「嫌な事を忘れられる」などの誘い文句は、すべて誤った情報です。いかなる麻薬や覚せい剤、違法ドラッグも、様々な犯罪を誘発し、生涯にわたり脳(心)や身体への危害は計り知れません。

違法薬物の施用(使用)はもちろん、入手した時点で違法行為となります。その結果、厳しい社会的制裁を受け、人生を棒に振ることにもなりかねません。学生諸君は、問題の重要性をよく認識し、決して違法薬物には手を出さないと決意して下さい。

皆さんには東北大学の学生としての本分を自覚し、良識ある行動をとるよう強く望みます。東北大学は、薬物に関し違法行為を行った場合には、厳罰をもって臨みます。

○東北大学保健管理センターホームページ

「薬物乱用防止について」

http://www.health.ihe.tohoku.ac.jp/health_information/prevention_of_drug_abuse/

「薬物乱用防止について」(英訳)

<http://www.health.ihe.tohoku.ac.jp/wp-content/uploads/2015/03/yakubutuEH26eng.pdf>